

## 平成 24 年度食品安全モニターの募集について

### 1 趣旨

食品安全モニター（以下「モニター」という。）は、広く国民から、食品安全委員会（以下「委員会」という。）の運営に関する提案等を受けることを通じ、国民の声を活かした委員会の運営を図るため、委員会が依頼するものである。

### 2 モニターの応募資格者

モニターを依頼する者については、食品の安全について関心がある満 20 歳（平成 24 年 4 月 1 日時点）以上の方、かつ、インターネットを使用可能な環境にあり、WEB ページの閲覧や電子メールの送受信が出来る方で、次のいずれかの条件を満たしている方を対象とする。

- ① 大学等で食品に関係の深い学問（医学、歯学、薬学、獣医学、畜産学、水産学、農芸化学、家政学、食品工学、食品に関する社会科学（流通・経営等）等）を修了していること
- ② 食品に関係の深い資格（栄養士、管理栄養士、調理師、食品衛生管理者等）を保有していること
- ③ 食品安全に関する行政・業務に従事したことがあること

※ モニターの定数は 470 名とし、任期を 2 年として 1 年ごとに半数を改選する。

※ 平成 24 年度の募集人員は 235 名とする。

※ モニターは、委員会事務局長が依頼し、その依頼期間は、依頼を承諾した日から平成 26 年 3 月 31 日まで（予定）とする。

### 3 食品安全モニターの役割

モニターに対しては、次の事項を依頼する。

- ① アンケート調査（食品の安全性に関する意識等）への協力
- ② 委員会の運営に関する提案等
- ③ 食品の安全に関する危害情報を入手した場合の報告
- ④ 食品安全モニター会議（全国各ブロック・年1回）への出席
- ⑤ 委員会が行う食品の安全に関する情報提供への協力

### 4 報告等の活用

モニターからの報告については、委員会が食品の安全性の確保に向けた役割を的確に果たしていくための参考とする。

また、提出された報告については、整理して、委員会の運営への反映を図るとともに、必要に応じ関係行政機関にも送付し、報告の概要をホームページ等に掲載することにより、広く食品の安全性の確保に関する施策の参考に供する。

### 5 今後のスケジュール

- ① 募集開始：平成24年1月12日（木）（予定）
- ② 募集締切：平成24年2月10日（金）
- ③ 選考結果通知：平成24年3月下旬
- ④ 依頼状発送：平成24年4月上旬

（モニター募集に関する問い合わせ先）

内閣府食品安全委員会事務局「食品安全モニター」担当 Tel.03-6234-1143  
- 1144  
- 1154